

山御影クラブ会則

平成11年11月1日 制定

平成18年4月17日 改定

平成21年4月20日 改定

- 第1条 本会は山御影クラブと称する。
本会の所在地は、会長宅とする。
- 第2条 本会は、御影山手自治会区域に居住する、原則として60歳以上の会員をもって構成する。
- 第3条 本会は、会員相互の親睦をはかり、健康・友愛・奉仕を目標に、高齢者福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 会員相互の親睦、健康の増進、教養・知識の向上のための事業
(2) 地域福祉活動、および社会奉仕活動
(3) その他、本会の目的を達成するための事業
- 第5条 本会に次の役員をおく
(1) 会長1名、(2) 副会長3名、(3) 会計理事1名、(4) 理事若干名
(5) 監事2名以内
2. 役員は総会で選任する。
3. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
4. 役員が期間を残し退任した場合、役員補充を行いその任期は前任者の残存期間とする。
5. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
会計理事は、本会の資産および会計事務を処理する。
理事は、本会の運営に参画し、会務を執行する。
監事は、事業の実施状況の内容および決算の内容について監査し、その結果を総会において報告しなければならない。
- 第6条 総会は、年度はじめに開催する。
2. 総会では、次の事項を審議する。
(1) 当年度の事業計画、および予算
(2) 前年度の事業報告および決算
(3) 役員を選任に関する事項
(4) 会則の変更、会の運営に関する重要な事項
- 第7条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金などをもって充てる。
2. 会費の額は、総会で定める。
- 第8条 本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日とする。
- 付則：
この会則は、平成11年11月1日より施行する。
平成18年4月17日総会において、一部改定施行する。
および平成21年4月20日総会において、一部改定施行する。